

平成26年 9月25日

宗像市議会  
議長 吉田 益美 様

社会常任委員会  
委員長 花田 鷹人

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を宗像市議会委員会条例第37条の規定により報告します。

#### 記

第60号議案 玄界環境組合理約の変更について

本案は、玄界環境組合の分賦金の均等割に係る経過措置の終期を定めることに伴い、玄界環境組合理約を変更する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 分賦金は、本部経常費、宗像・古賀の工場それぞれの経常費、創設費の3種類である。
- 2 玄界環境組合は、当初6団体で構成していたが、市町村合併に伴い、新設の宗像市、福津市の分賦金の均等割については、経過措置として当分の間、2団体分としてきた。
- 3 市町村の合併の特例に関する法律に定める地方交付税の額の算定の特例が、宗像市は平成29年度、福津市は平成31年度

- に終期を迎えることから、宗像市については平成27年度から、福津市については平成27年度から平成30年度にかけて段階的に、本部経常費分賦金の均等割を1団体分に変更する。
- 4 宗像工場の経常費、創設費は、ももとの構成団体である宗像市と玄海町が合併したため変更はない。

#### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第61号議案 宗像市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

本案は、子ども・子育て関連3法が施行されることに伴う児童福祉法の改正により、同法第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、条例を制定するものである。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 平成27年4月に施行予定の子ども・子育て支援新制度(以下、「新制度」という。)においては、新たに特定地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)が、市町村による認可事業として、地域型保育給付の対象となる。
- 2 本条例については、国の基準が公布されており、国が定める従うべき基準と参酌すべき基準がある。全て国が示した基準のとおりとし、独自基準として、暴力団排除に関する規定を追加する。
- 3 条文で定めている基準は最低基準であり、事業者がそれ以上の基準で運営することを制限するものではない。
- 4 市町村は特定地域型保育事業の実施の有無に関わらず、条例を制定

しなければならないこととされている。本市としては、すぐに特定地域型保育事業に移行するのではなく、現行の保育所、幼稚園、認定こども園をさらに充実させていながら、現在策定中である事業計画の幼児期における学校教育、保育、地域子ども・子育て支援事業の確保方策の中で、この事業を実施するかどうかを検討していく。

5 市民への制度の周知は、広報紙や説明会の開催等で行う。個別相談の機会も設ける。

#### 【意見】

(反対意見)

・国が示した家庭的保育事業等の基準は、安全性に関して非常に問題点が多い。保育事業の市場化を緩和することにもなり、保育条件の悪化を危惧する。市民へのニーズ調査の結果によると、認可保育所、幼稚園への入園を希望する声が多い。安心安全な保育が守られるよう、現在ある認可保育所、幼稚園をさらに充実・整備し、経済的な支援も並行して行うことを強く求める。

#### 【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

第62号議案 宗像市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

本案は、子ども・子育て関連3法が施行されることに伴い、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準について、条例を制定するものである。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 新制度においては、施設や事業者が給付を受けるためには、認可を受けた後に、運営状況について制度の実施主体である市町村の確認を受けることが必要となった。
- 2 本条例については、国の基準が公布されており、国が定める従うべき基準と参酌すべき基準がある。全て国が示した基準のとおりとし、独自基準として、暴力団排除に関する規定を追加する。
- 3 認定こども園の保育料は、現行の認可保育所と同様、利用者の所得に応じた応能負担となる。ただし、施設・事業者の判断により、在園児特例の規定を選択することも可能である。
- 4 認定こども園の保育を受ける場合は、利用者は市に申込みをし、保育の必要度に応じて、市が利用調整をした上で入所決定を行う。利用者は施設と直接契約を行い、施設に保育料を支払う。
- 5 育児休暇中の兄弟姉妹児の取り扱いについては、継続入所要件の拡大を行う予定である。

#### 【意見】

(反対意見)

・新たに児童福祉法第24条第2項に規定された、保育を必要とする子どもに認定こども園等を斡旋することによる保育の確保は、市町村の義務ではないため、保育を必要とする子どもが公的な保育から放り出される可能性を危惧する。また、保育の質の問題や事故が起きた場合の規定等の検討もまだ不十分である。

(賛成意見)

・この制度は待機児童の解消を目的にしたものであるため、それが十分に生かされるよう、まだ決定していない部分を十分に検討して欲しい。

#### 【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

第63号議案 宗像市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

本案は、子ども・子育て関連3法が施行されることに伴う児童福祉法の改正により、同法第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、条例を制定するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 児童福祉法の改正に伴い、放課後児童クラブ事業者が事業を行うためには、市町村への届出が必要となり、市町村は放課後児童クラブの設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。
- 2 本条例については、国の基準が公布されており、国が定める従うべき基準と参酌すべき基準がある。全て国が示した基準のとおりとし、独自基準として、暴力団排除に関する規定を追加する。  
また、市独自で現行規定している障がい児を受け入れる場合の加配基準、有資格職員の配置については、現行どおりの基準を仕様書に明記し、継続する。
- 3 条文で定めている従事する者、指導員数の基準等、市の現行より下回る基準もあるが、国が示した最低基準であり、事業者がそれ以上の基準で運営することを制限するものではない。また、指導員の資格の基準が緩和されることにより、資格がない地域の人材の支援を受けることも可能となる。
- 4 学校の余裕教室を利用している赤間西第2学童保育所と河東西第2学童保育所については、施設設備の面積基準を満たしていないため、

経過措置を設ける。

- 5 現行の仕様書を変更するにあたっては、仕様書と覚書を一本化し、仕様書のみで整理する予定。

【意見】

(反対意見)

- ・条例化されることは評価するが、市にとって重要な施策である学童保育事業の運営基準を、現行より下回る基準で条例化することは問題である。特に保育事業の要となる職員の資格の基準などを、現行より下げるという点は大変問題がある。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。